

第 123 回滋賀県個人情報保護審議会次第

平成 30 年 10 月 22 日 (月)

午前 9 時 30 分から

大津合同庁舎 7 階 7 - A 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について

(2) その他

3 閉 会

9 時 30 分 開会

(1) 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について

(2) その他

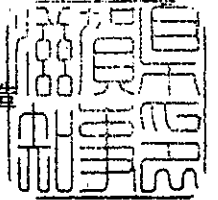
10 時 30 分 閉会 (予定)



滋市振第 1.1.0.9 号
平成 30 年 (2018 年) 10 月 22 日

滋賀県個人情報保護審議会
会長 松本 哲治 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について (諮問)

このことについて、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 40 第 2 項の規定に
基づき、貴審議会の意見を求めます。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第2項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法第30条の15第2項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものとして、次に掲げるものを追加することとします。（別表第2関係）

ア 提供を受ける知事以外の執行機関

教育委員会

イ 事務

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。

「滋賀県住民基本台帳法施行条例」の一部改正について

1. 改正の理由（背景）

○滋賀県住民基本台帳法施行条例は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号）を利用および提供できる執行機関および事務の範囲を定めており、現在19事務が規定されている。住民基本台帳法上で定められた事務以外の事務に関して、条例で厳格に利用・提供できる範囲を制限することにより、本人確認情報の保護を図っている。

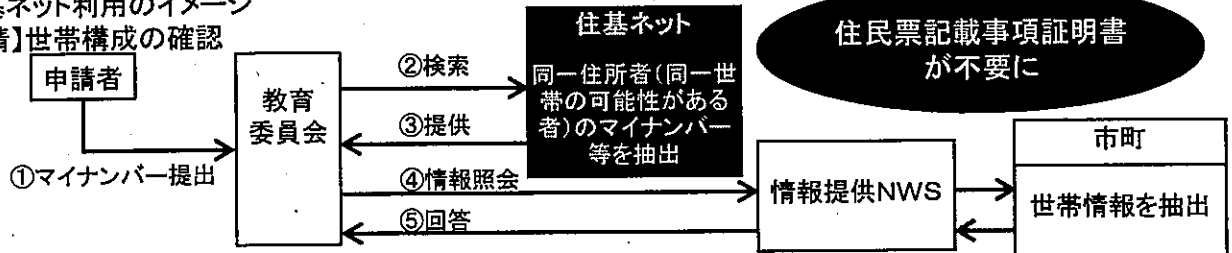
○滋賀県奨学資金の貸与に関する事務

- ・平成31年4月からマイナンバーの利用が開始される場合、申請者は、マイナンバーの提出により課税証明書等の提出が不要となるが、世帯構成の確認のため住民票記載事項証明書は必要（平成29年度657世帯）。
- ・返還義務者が増加し、債務者の住所等変更の確認で県内市町へ多数の文書照会を実施（平成29年度302件）。

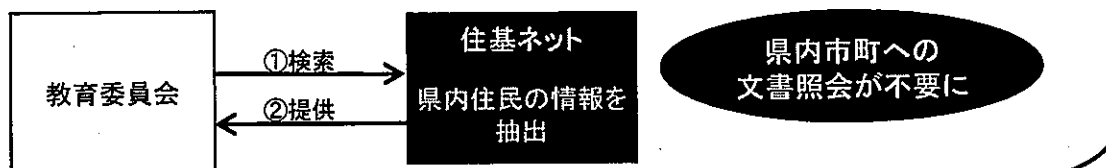
○滋賀県奨学資金の貸与に関する事務において、本人確認情報を提供することで、世帯構成確認のための申請者による住民票記載事項証明書の提出と、債務者の住所等変更の確認のための県内市町への文書照会を不要にし、住民の利便性の向上と、行政の効率化を図るため、滋賀県住民基本台帳法施行条例を改正する。

○住基ネット利用のイメージ

【申請】世帯構成の確認



【返還】債務者の氏名・住所の確認



2. 改正案の概要

(1) 本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務の追加（第4条、別表第2関係）
住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものに、次の知事以外の執行機関および事務を追加する。

○ 提供を受ける知事以外の執行機関

教育委員会

○ 事務

滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

- ・奨学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答。
- ・奨学資金の貸与を受けた者もしくはその連帯保証人またはこれらの相続人の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認。

(2) 平成31年4月1日から施行する。

議第 号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 30 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第2 監査委員の項の前に次のように加える。

教 育 委 員 会	滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による 奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
-----------	---

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表第1 省略 別表第2 (第4条関係)	本則および付則 省略 別表第1 省略 別表第2 (第4条関係)	提供を受け る知事以外 の執行機関	提供を受け る知事以外 の執行機関
事務	事務	滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号) による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定 めるもの	滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号) による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定 めるもの
監査委員	監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条 第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの	地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条 第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの
公安委員会	公安委員会	道路交通法(昭和35年法律第105号)による同法第74条 の3第5項の届出に関する事務であって規則で定める もの	道路交通法(昭和35年法律第105号)による同法第74条 の3第5項の届出に関する事務であって規則で定める もの
収用委員会	収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項(同法第138条第1 項において準用する場合を含む。)もしくは第94条第2 項(同法第124条第2項(同法第138条第1項において準 用する場合を含む。))または第138条第1項において準 用する場合を含む。)の裁決または同法第116条第1項 (同法第138条第1項において準用する場合を含む。)) の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの	土地収用法による同法第39条第1項(同法第138条第1 項において準用する場合を含む。)もしくは第94条第2 項(同法第124条第2項(同法第138条第1項において準 用する場合を含む。))または第138条第1項において準 用する場合を含む。)の裁決または同法第116条第1項 (同法第138条第1項において準用する場合を含む。)) の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

○滋賀県住民基本台帳法施行条例

平成14年3月28日滋賀県条例第15号

滋賀県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用および提供に関し、本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第3条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)

第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

(利用および提供の状況の公表)

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保

護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第48条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。

付 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

付 則 (平成16年条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第48号)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第5号で平成18年6月1日から施行)

2 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成18年条例第60号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

付 則 (平成27年条例第49号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成27年条例第64号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成29年条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

- 1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第2項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 自然公園法(昭和32年法律第161号)による同法第13条第3項の許可(同項第1号に掲げる行為

に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの

- 4 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例（昭和26年滋賀県条例第59号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）による同条例第16条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例（平成3年滋賀県条例第17号）による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 15 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 16 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第74条の3第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）もしくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）または第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決または同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

別紙資料 1

滋賀県個人情報保護審議会資料
平成30年(2018年)7月24日
(一部資料追加)

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況
について(報告)

平成29年度の滋賀県における本人確認情報の
利用および提供の状況について

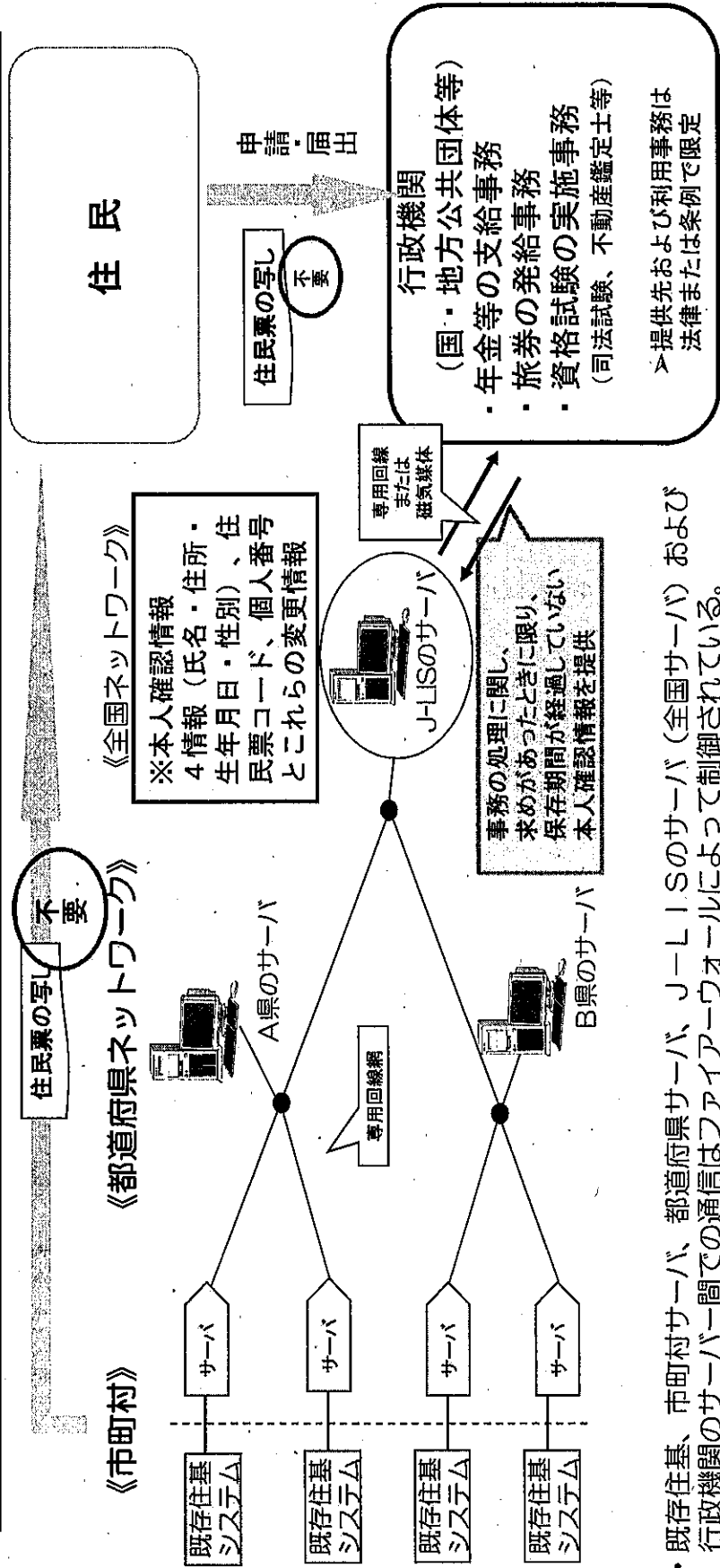
総務部市町振興課

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化することによって、**全国共通の本人確認**ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の6、第30条の7)
- 本人確認情報の提供先および利用事務は住基法または条例で限定(同法第30条の13、第30条の15)

↑ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



• 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、J-LISのサーバ(全国サーバ)および行政機関のサーバー間での通信はファイアウォールによって制御されている。

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、マイナンバー、住民票コード | 住基ネット

① 国の行政機関等に対して本人確認

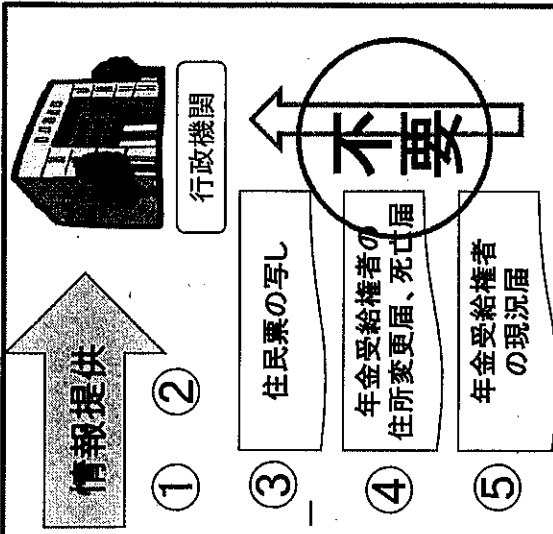
情報を提供 → 年間約7億件

(年金支給事務、司法試験の実施など)

② 地方公共団体に対して本人確認

情報を提供 → 年間約4,370万件

(パスポートの発給、税務事務など)



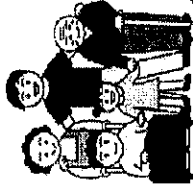
③ 行政手続における住民票の写しの省略

→ 全国で年間約800万件(パスポートの受給申請、免許等の申請など)

④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略

→ 全国で年間約220万件

⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で年間約4,000万人分

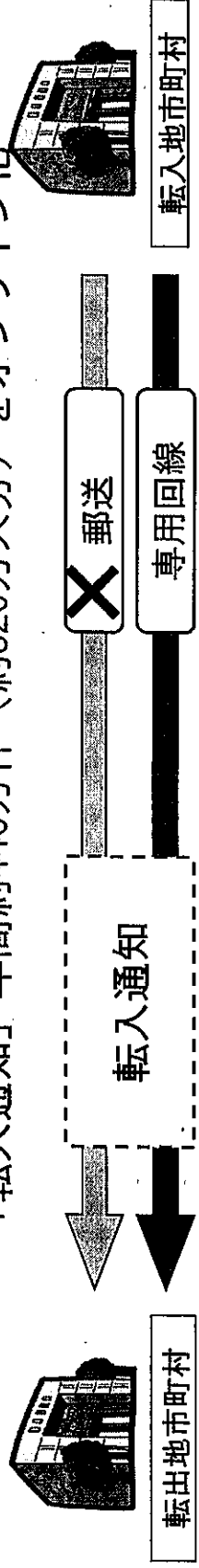


2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

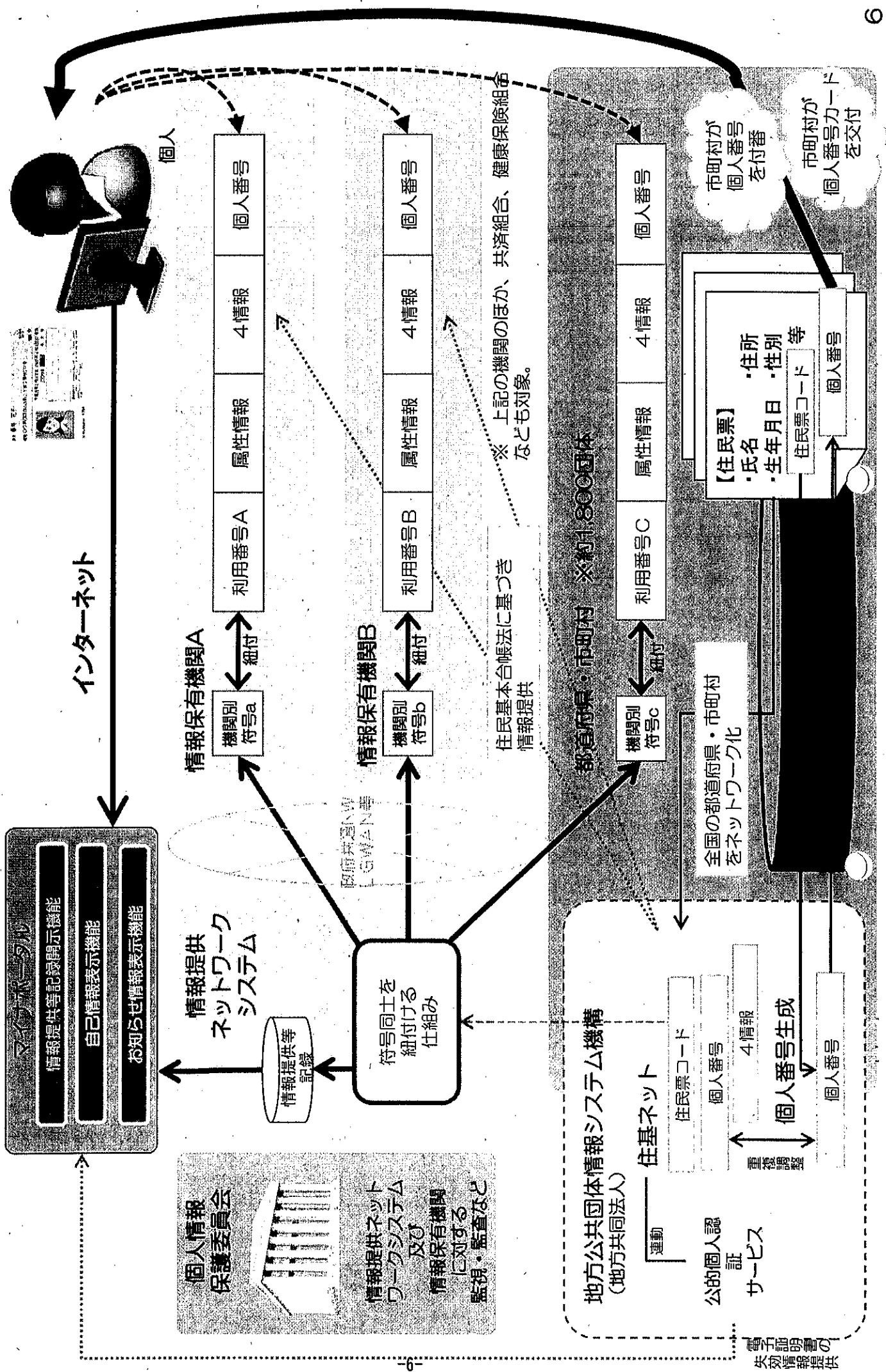
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘密性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」年間約440万件(約520万人分)をオンライン化



マイナンバー制度における情報連携の全体像



滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム(本人確認情報)の利用および提供の状況

平成29年度 本人確認情報利用・提供件数合計	274,894
------------------------	---------

1 平成29年度 本人確認情報利用件数一覧(滋賀県知事が利用した件数)

利用区分	実施機関	件数
住民基本台帳法 別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	273,040
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第1に掲げ る事務	滋賀県知事	529
合計		273,569

1の内訳(事務区分別)

利用区分	項番	事務区分	件数	利用所属
住民基本台帳法別表第5に掲げる事務	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出または同法第34条第3項の認証に関する事務	298	県民活動生活課
	2	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	229	総務事務・厚生課 教育委員会教職員課 警察本部厚生課
	3	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	45,407	各県税事務所 自動車税事務所
	4	旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加、同法第12条第1項の査証欄の増補または同法第17条第1項の届出に関する事務	47,841	観光交流局 (パスポートセンター)
	5	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務	10,701	障害福祉課
	6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	1	健康寿命推進課
	7	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施または技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第46条第2項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	2	労働雇用政策課
	8	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里親もしくは同条第2号の養子縁組里親の登録もしくは同条第3号の里親の認定、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費もしくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施または同法第56条第1項の負担能力の認定もしくは同条第2項の費用の徴収に関する事務	1,707	健康寿命推進課 障害福祉課 各子ども家庭相談センター
	9	児童扶養手当法による同法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務	4,554	子ども・青少年局
	10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第13条第1項、第31条の6第1項もしくは第32条第1項もしくは附則第3条第1項もしくは第6条第1項の資金の貸付け、同法第17条第1項、第31条の7第1項もしくは第33条第1項の便宜の供与または同法第31条(同法第31条の10において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務	1,996	子ども・青少年局
	11	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定および実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第1項、第78条第1項から第3項までもしくは第78条の2第1項もしくは第2項の徴収金の徴収に関する事務	1,252	湖東・東近江健康福祉事務所

利用区分	項番	事務区分	件数	利用所属
	12	身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務	79,958	障害福祉課
	13	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第27条第1項もしくは第2項の診察、同法第29条第1項もしくは第29条の2第1項の入院措置、同法第31条の費用の徴収、同法第38条の4の退院等の請求または同法第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	21,842	精神保健福祉センター
	14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当もしくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給または国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による同法附則第96条第1項の福祉手当の支給に関する事務	618	子ども・青少年局 湖東健康福祉事務所
	15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第6条の自立支援給付の支給または同法第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務	55,831	精神保健福祉センター
	16	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	1	畜産課
	17	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	8	環境政策課
	18	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	794	防災危機管理局
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	19	採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務	6	モノづくり振興課
	20	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	12	モノづくり振興課
	21	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	160	医療福祉推進課
	22	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	282	各森林整備事務所
	23	滋賀県職員退職料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	8	総務事務・厚生課 警察本部厚生課
	24	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	61	中小企業支援課
合計			273,569	

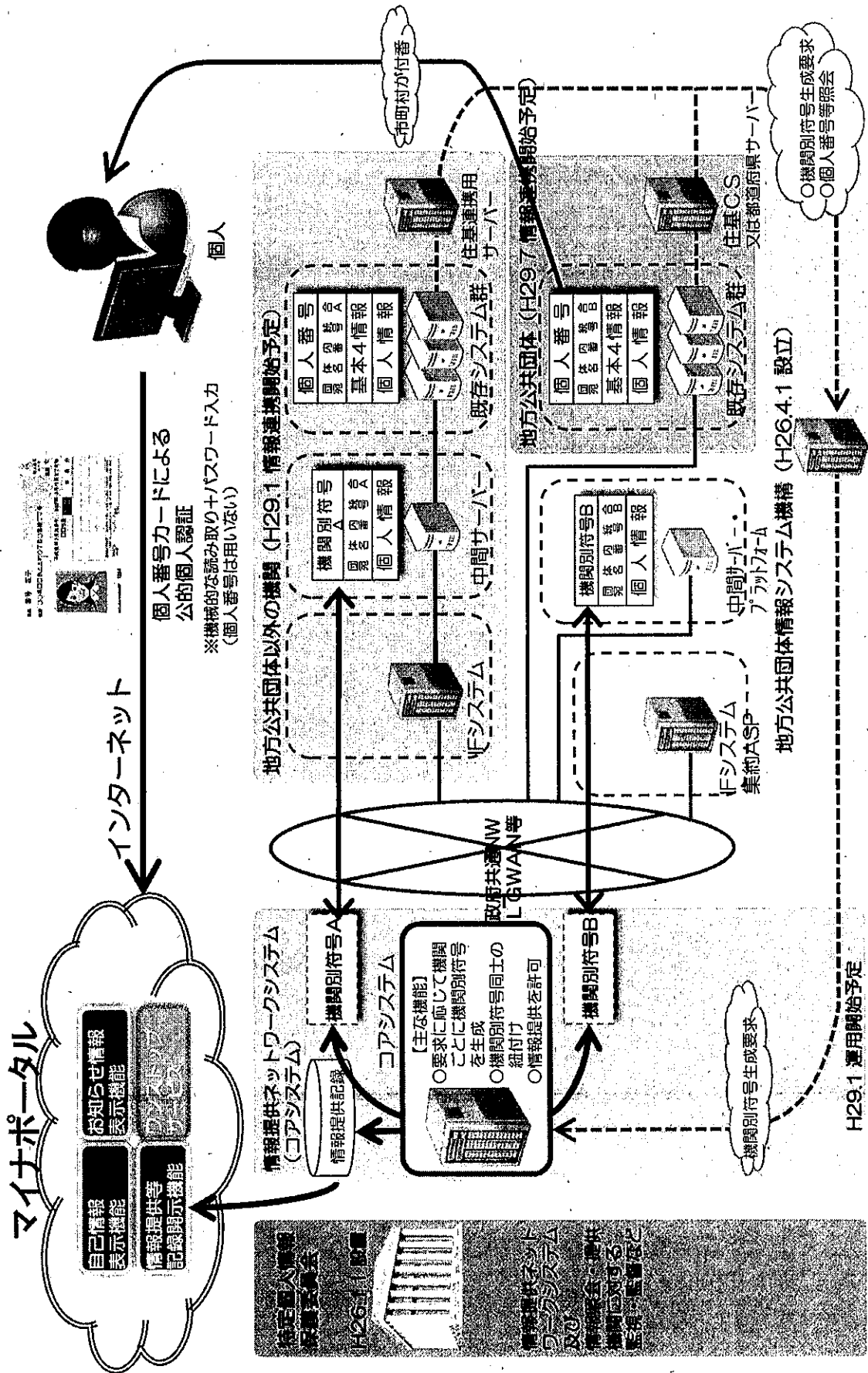
2 平成29年度 本人確認情報提供件数一覧(国の行政機関等および行政委員会に提供した件数)

提供区分	提供先	件数
住民基本台帳法 別表第6に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	2
滋賀県住民基本台帳法 施行条例別表第2に掲げる 事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	752
情報提供業務以外の提供 (市町長等が本人確認情報の修 正等を行うとき)	市町長等	571
合計		1,325

2の内訳(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	件数	提供先
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	1	学校保健安全法による同法第24条の医療に要する費用についての援助に関する事務	2	教育委員会
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	2	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	9	滋賀県監査委員
	3	道路交通法による同法第74条の3第5項の届出に関する事務	743	滋賀県公安委員会
情報提供業務以外の提供	4	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき	571	市町長等
合計			1,325	

マイナンバー制度における情報連携の概要



平成27年11月版「マイナンバー制度概要資料」抜粋
 (内閣府直轄社会保障政策担当室・内閣府直轄番号制度担当室作成)

滋 個 審 第 号
平成 30 年 (2018 年) 10 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県個人情報保護審議会
会長 松本 哲治

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について (答申)

平成 30 年 10 月 22 日付け滋市振第 1109 号で諮問のありました標記の件について、当審議会は適当であると認めます。

県におかれましては、一層の住民サービスの向上や事務の効率化に努めていただくとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。